

## 母子保健課關係



## 1. 妊婦健康診査等について

### (1) 妊婦健康診査への公費負担の拡充について

妊婦健康診査については、このたび、第二次補正予算において、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診を必要な回数（14回程度）受けられるように、平成22年度までの間、地方財政措置されていない残りの9回分について、国庫補助、地方財政措置により2分の1ずつ支援することとしている（関連資料1（359頁））。

各都道府県におかれては、今年度内に基金にかかる条例等の制定を行い、本交付金によるものを含めた管下市町村における妊婦健康診査事業の公費負担が円滑に実施されるよう、迅速かつ適切な取組をお願いする。

また、里帰り先や助産所で受診した妊婦健康診査の費用についても、本交付金の交付の対象となることから、こうした場合においても公費助成が受けられるよう、引き続き、管下市町村への助言、指導等をお願いする。

### (2) 妊婦健康診査の受診及び早期の妊娠届出の勧奨について

妊婦健康診査の受診の勧奨及び早期の妊娠届出の励行については、従来より、適切かつ効果的な健康診査及び保健指導の推進をお願いしているところであるが、平成20年10月に厚生労働省において、既存の日本語版に加え、諸外国語版の啓発用デザインを作成し、ホームページに掲載したところである。各自治体におかれても、広報誌・ホームページへの掲載やリーフレットの作成、各種窓口での配布など、普及啓発にご活用いただくとともに、積極的な取組が図られるよう管下市町村への指導をお願いする。（関連資料2（361頁））

○リーフレット掲載ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/index.html>

## 2. 妊産婦ケアセンター（仮称）について

近年、産前産後の妊産婦は、核家族化、経済的不安や子の病気等の社会心理的問題による様々なストレスの増大などにより、特に褥婦の10～20%は産後においてうつ病を発症するなど、母体の健康管理を行う上で、適切な支援を行うことが重要な課題となっている。

このため、平成21年度予算案において、入院を要しない程度の体調不良（うつ病など）の妊産婦を対象に宿泊型（デイサービスを含む。）のサービス（母体ケア、乳児ケア等）を提供する「妊産婦ケアセンター（仮称）」に対して運営費の一部を補助することとしている。（関連資料3（362頁））

本事業に実施に当たっては、利用者を10人程度宿泊させることができる施設とし、原則として、利用者の居室、食堂、カウンセリング室、乳児保育室、体操等を行う多目的室などの設備を設けるものとしている。詳細については、「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱」に盛り込むこととしているので、各都道府県においては、本事業の実施について積極的な検討をお願いします。（別冊（交付要綱、実施要綱等）資料32）

また、これらの事業を行うための施設整備については、新たに、次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）の対象とすることとしているので、併せて積極的な検討をお願いします。

## 3. 子どもの心の問題等への対応について

近年、ひきこもりなどの適応不全、小児うつ、摂食障害など様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等）などへの関心が高まり、積極的な対応の強化が社会的要請となっている。しかしながら、子どもの心の診療を専門的に行う医師及び専門医療機関が絶対的に不足している状況である。また、関係機関への技術支援・情報提供等のネットワーク機能を有する拠点病院の整備も課題となっているところである。

こうしたことから、平成20年度より都道府県域における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等と連携した支援体制の構築を図るため「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」を創設し、モデル事業として実施している。

本事業においては、

- (1) 子どもの心の診療支援（連携）事業
- (2) 子どもの心の診療関係者研修事業
- (3) 普及啓発・情報提供事業

を実施することとし、都道府県に対して3年を限度に補助を行うこととしている。平成20年度は、9都道府県において実施されており、また、厚生労働省において当該事業等に対する助言・評価を目的とした有識者会議を開催しているところであり、年度内に第2回目の開催を予定している。

また、国立成育医療センターを中央拠点病院として、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行っており、平成20年度は都道府県拠点病院の担当者を集めた研修会を実施した。

各都道府県におかれては、本事業の実施について来年度も積極的な検討をお願いする。

#### 4. 小児慢性特定疾患治療研究事業について

小児慢性特定疾患治療研究事業の対象療養に係る医療保険の高額療養費の取り扱いについて、これまで一律の自己負担限度額としていたものを、医療保険の所得区分や該当回数に応じた自己負担限度額とすることとする予定である。

本改正については、平成21年5月から実施予定であり、改正に係る詳細な事務手続きなどについては、今後、通知等により連絡することとしているので、その実施について特段の配慮をお願いする。

#### 5. 「健やか親子21」について

「健やか親子21」は、妊産婦死亡や乳幼児の事故死などの課題と、思春期における健康問題や親子の心の問題などについて、21世紀の母子保健の取組の方向性と目標（値）を示して、関係機関・団体が一体となって取り組む国民運動計画である。その達成のためには、国民をはじめ、教育・医療・保健・福祉・労働・警察等の関係者、関係機関・団体がそれぞれの立場から寄与することが重要である。

このため、関係機関・団体が一体となって各種取組を効率的に進めることを目的として、平成13年4月に「健やか親子21推進協議会」が設立され、平成21年2月現在で85団体が参加している。

○「健やか親子21」公式ホームページ

<http://rhino.med.yamanashi.ac.jp/sukoyaka/>

### (1) 「健やか親子21」第2回中間評価の実施について

「健やか親子21」は平成21年で開始から9年目を迎える。「健やか親子21」は、母子保健分野において「健康日本21」の一翼を担うという位置づけと、次世代育成支援対策の一環としての位置づけを有しているが、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の見直し時期に併せて、平成21年度までに、「健やか親子21」の第2回目の中間評価を実施することとした。

「健やか親子21」において設定している指標等の直近値に関するデータ収集については、都道府県・市町村に対し、乳幼児健康診査における受診者へのアンケート調査の実施や、自治体における取組状況の提出等について、すでに協力を依頼しているところであるが、平成21年度当初から、調査票の配付等を開始する予定である。

第2回中間評価にご理解ご協力いただくとともに、引き続き、「健やか親子21」の一層の推進について、ご尽力をお願いしたい。

### (2) 健やか親子21全国大会

今年度の全国大会は、「小さな命 みんなでサポート はぐくもう 未来の日本の主役たち」をテーマに福岡県で開催された。来年度は、「育てよう親のちから！ こどもの未来!! ～私たちが今できる一步を踏み出そう～（仮）」をテーマとして、平成21年11月10日（火）～12日（木）に、静岡県（静岡市民文化会館）において開催される予定である。

### (3) マタニティマークについて

「健やか親子21」の取組の一環として、妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保を目指し、妊産婦に対する社会の理解と配慮を促すため、平成18年3月に「マタニティマーク」を発表した。

平成19年度から、各市町村において、母子健康手帳と併せてマタニティマークの配布を行ったり、マタニティマークの趣旨を普及啓発したりできるよう、地方財政上の措置を行っている。

平成20年8月に各都道府県・政令市・特別区を通じ調査したところ、取組を始めた市区町村が平成19年度よりも増加していた。

しかしながら、未だ国民への周知が十分でないとの指摘もされている。国においても啓発に取り組んでいるところであり、都道府県、市町村においても、更なるマタニティマークの周知、普及に向けた取組の推進を

願います。(関連資料4 (363頁))

○ マタニティマークのホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>

## 6. 周産期医療関係事務の移管について

救急医療、周産期医療、小児医療、災害医療及びへき地医療の確保に係る業務を一体的かつ効率的に進めるため、平成21年1月1日付けで、雇用均等・児童家庭局母子保健課が所掌していた周産期医療関係事務を医政局指導課救急・周産期医療等対策室に移管したので、ご了知願いたい。

